



写真-1 宍粟橋から揖保川を撮影（令和3年6月）

■ 石張りの突堤が残る揖保川舟運の起点「出石河岸」

写真-1 は、一般県道 537 号 田井中広瀬線・宍粟橋（しろうばし）から揖保川を撮ったものです。宍粟市役所（写真-1 左手の建物）の東を流れる揖保川には、かつて揖保川舟運の起点だった「出石河岸（いだいのかし）」がありました。

写真-1 に写る 2 ヶ所の突堤は、写真- 6 の方がわかりやすいと思います。参照してください。

平成 24（2012）年、ここに船着場跡があるというので行ってみると、宍粟橋右岸袂に案内板（写真-2）があるものの、一面草が生い茂っていてそれらしきものを見つけることはできませんでした。

その後、近畿地方整備局姫路河川国道事務所・龍野出張所が「今宿地区築堤等整備工事」により伐開すると、石張りの突堤（船着場）が姿を現しました。



写真-2 宍粟橋右岸袂に立つ「高瀬舟着場」の案内板



写真-3 低水護岸の丁張から突き出た突堤

写真-1 に写る 2 ヶ所の突堤を保全しつつ堤防や高水敷を整備、工事が平成 29（2017）年に竣工したと思ったら、平成 30（2018）年 7 月豪雨による洪水で高水敷が被災、令和 2（2020）年度末にようやく復旧工事が完了しました。

『揖保川高瀬舟史料』によると、突堤は右岸側に 4 ヶ所、左岸側に 2 ヶ所あったそうですが、現在確認できるのは写真-1 に写る右岸側の 2 ヶ所と左岸側の 1 ヶ所だけです。



写真-4 突堤の石張（写真右上に見えるのは穴栗橋）



写真-5 左岸側の突堤



写真-6 平成 26 年 5 月時点の工事中の揖保川（2 ヶ所の突堤がよくわかる）

■ 英賀屋弥次兵衛と龍野屋孫兵衛、揖保川に舟運を開く

加古川では、文禄 3（1594）年に阿江与助が私財を投じて滝野（現・加東市）までの舟運を開き、千種川では元和元（1615）年に久崎（現・佐用町久崎）までの舟路が開かれました。では、揖保川はどうなっていたのでしょうか。

『揖保川高瀬舟史料』によると、香山村（現・たつの市新宮町香山）までは早くから高瀬舟が通っていましたが、そこから上流は平見村地先にある岩礁が舟の通行を阻害していました。そこで、山崎町の商人・英賀屋弥次兵衛や龍野屋孫兵衛らが資力に応じて出資・協力して岩礁部を開削し舟が通れるようにしたそうです。

このことに対する報奨として、元和3(1617)年12月13日に山崎藩主・池田輝澄より英賀屋弥次兵衛宛てに「運上銀免除」の通知が出されています。

一方、龍野屋孫兵衛に対しては、幕府勘定役・神修理が山崎藩家老の福風與三郎および小林五郎左衛門両名宛てに「龍野屋孫兵衛の川舟2艘分、元和七(1621)年より無税とする」旨の通知文書を出しています。

従って、出石河岸と河口の網干湊との間の7里(≒28km)を高瀬舟が行き来するようになったのは、元和3(1617)年より以前ということで、おそらく元和初年頃と思われます。

宍粟市役所東の揖保川堤防上には「出石の舟着場と高瀬舟」の説明板が設置されていて、そこには概ね以下のような説明が付されています。

出石には、両岸に石積みの舟着場が築かれ、舟問屋や倉庫、茶屋、旅籠、飯屋などが建ち並び、宍粟の商業、流通の拠点として発展します。周辺には山崎藩^{※1}の舟番所や藩主・本多氏の別邸で「水見御殿」とも呼ばれた浜御殿が建てられていたそうです。

高瀬舟は、浅瀬を通れるように舟底が平らで、長さ七間(≒12.6m)、幅一間(≒1.8m)、深さ二尺(≒60cm)程度が標準であったようです。舟には通常3人1組で乗り込み、下りは年貢米や麦、大豆、薪炭、宍粟鉄(千草鋼)など、上りは肥料、塩、干魚、日用雑貨などが運ばれました。積荷の量は、川の状態にもよりますが、米ならば10石から20石前後であったようです。

山崎・出石河岸から網干湊までは「下り1日、上り2日」といわれていましたが、特に上りは1人が舟に乗って操り、2人が川の両岸から長い綱で舟を曳き上げる(順風の際は帆をあげる)という大変な重労働でした。出石の高瀬舟は、船頭の持ち舟と問屋の持ち舟を合わせると、幕末の最盛期にはおよそ200艘を数えたようですが、明治以降、道路の整備や陸上交通の発達によって次第に衰退、大正末から昭和初期にはその役割を終えています。

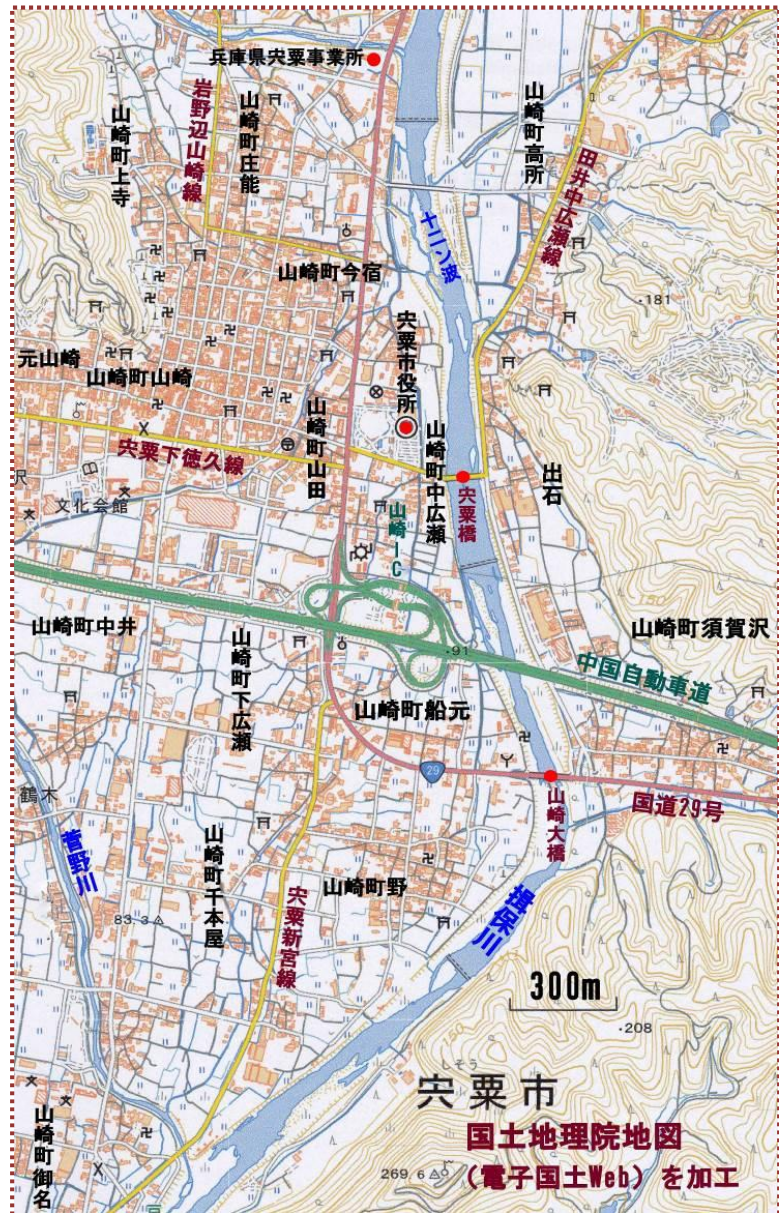


図-1 宍粟市山崎町中広瀬付近の地図



写真-7 高瀬舟 (宍粟市役所ロビーでの企画展にて撮影)



写真-8 揖保川右岸堤防上に設置された説明板

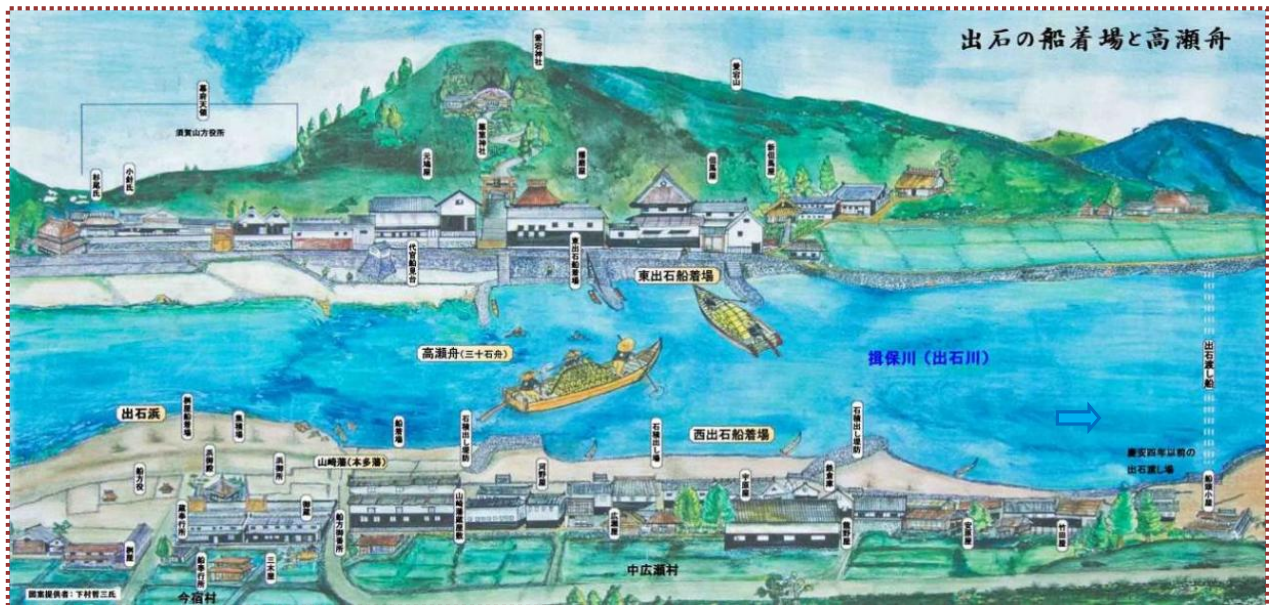


写真-9 「出石の船着場と高瀬舟」(写真-8の説明板から引用・加工)

※ 上の絵(写真-9)は揖保川右岸堤防上に設置された説明板の絵で、郷土史研究家の下村哲三氏が提供されたものです。

※1 **山崎藩**：元和元(1615)年、姫路藩主・池田輝政の四男輝澄が大坂の陣の直後、宍粟郡に3万8千石を分与され山崎に陣屋を設けて立藩。寛永8(1631)年、弟の赤穂藩主・政綱が没し、さらにその弟の佐用藩主・輝興が赤穂に転ずるや、その旧領のうち佐用郡3万石を加増されるが、寛永17(1640)年御家騒動により因幡国鹿野1万石に減封された。その後、松平(松井)氏、池田氏を経て、延宝7(1679)年大和郡山から本多忠英が1万石で入封、以後明治維新まで本多氏が9代続いた。

■ 淹漕期間中は舟留め

揖保川の水は農業用水としても利用されていて、各所に取水堰が設けられていました。そのため、淹漕期間中は「舟留め」あるいは「川止め」、「ユ止め」(「ユ」は井堰のこと)といって高瀬舟の運航ができませんでした。

しかし、秋の彼岸を過ぎると農業用水が不要になるので井堰が切り開かれ、「筏流し」と呼ばれる舟の通り道ができるので、川筋を整備した上で、問屋の代表や船会所が協議して川開きの日を決めていました。

高瀬舟の運航期間は年によって多少変動しますが、概ね10月上旬から翌年の6月中旬までだったようです。

なお、舟留め期間中の物資の運送は牛馬を使っていたようです。

■ 川沿いの村に多大な負担を強いた高瀬舟の航路維持 ～「川掘り」

幕府領も私領も、年貢米は高瀬舟によって網干湊まで運び、そこから廻船に積み替えて江戸・大坂に廻送されます。中でも御城米※2(ごじょうまい)輸送に事故があっては一大事ということで、難破などの事故が起きないように川沿いの村々には航路の維持管理を行う義務が課されていました。

例年、御城米の津出し(積み出し)開始前に、生野代官から川沿いの村々に廻状が村継ぎ・刻付※3(こくづけ)で出されます。享和2(1802)年11月29日発の廻状を例にあげると、代官は宍粟郡内の幕府領の年貢を江戸・大坂に廻米※4(かいまい)するために、「出石河岸から網干湊まで川下げをするから通船に差し支えないようにすること。もしも積船が途中で難破、またはその他の異変があった場合には、最寄りの川沿いの村々で大事にならぬように応急手当をし、年貢米が粗末にならぬようにせよ」と命じています。

この廻状を受けて川沿いの村では、自分たちの村に属する川で浅いところは、土石を取り除いて舟が安全に航行できるように川掘りをしなければなりません。あらかじめ船頭から浅い箇所を聴いて掘っておきますが、大雨で出水があると川瀬が変わってしまい通船できない場合があります。その時は、船頭が赤い旗を振るので村人は直ちに川掘りをしたそうです。その間、船頭を村に泊めた上に、夜中も廻米積船の警備をしなければならず、村の負担が重くなります。なので川触れがあると、「もう、ええかげんにせよ！」なんて言えず、懸命に川掘りをしたそうです。

安政 7 (1860) 年には、今宿 (いまじゅく)・中広瀬・舟元・御名 (ごみょう)・中比地 (なかひじ)・川戸 (かわと)・宇原 (うわら) の 7 ヶ村 (現・宍粟市山崎町) は、年々の川浚えによって出費がかさみ、藩庁から借銀するも返済の見込みが立たないで、領内 35 ヶ村から 1 村 200 目掛け、3 口加入の頼母子講^{※5} (たのもしこう) を願い出ています。

ということで、結局は全村の負担によって年貢米の川下げが行われたことになります。

※2 御城米：江戸幕府直轄地 (いわゆる「天領」) からの年貢米を指す。

※3 廻付：江戸時代、領主が支配下の村へ命令を伝達する方法の一つに廻状がある。廻状とは回覧板のようなもので、廻状が回ってきた村は内容を確認して、領主からの命令を記録する御用留・廻状留などに控えをとり押印して次の宛所に廻状を送っていた。この際、廻状の到着・発送の時刻を記録したものを「刻付」という。

※4 廻米：江戸時代、遠隔地へ米を廻送すること、またその米をいう。江戸幕府は、元和 6 (1620) 年初めて江戸浅草に御米蔵を建て、翌年大坂に御蔵奉行 (おくらぶぎょう) を置いて諸国の廻米を収蔵した。諸侯も、大坂、江戸などの蔵屋敷へ貢租米を廻送して、市中の米問屋を通じて換金に努めている。江戸、大坂などの中央市場へは多量の米が廻送されたが、それらは、天領などからの御城米、藩からの蔵米のほか、商人が農民から貢租余剰米を買い付けた納屋米 (なやまい) もあった。江戸幕府は、米の安全輸送のために厳しい廻米仕法に努めたので、御城米の品質や員数などが厳重に点検された。

※5 頼母子講：金銭の融通を目的とする民間互助組織。一定の期日に構成員が掛け金を出し、くじや入札で決めた当選者に一定の金額を給付し、全構成員に行き渡ったとき解散する。鎌倉時代に始まり江戸時代に流行。

■ 出石以北への通船要望は山崎藩の反対で実現できず

出石より上流の私領や幕府領では、年貢米や豆、材木、薪炭などすべて出石河岸までは牛馬による陸送でした。しかし、出石より上流 (川奥) の揖保川も川幅は広く、水量も豊富で高瀬舟通船は不可能ではありません。不便な陸上輸送に代わる高瀬舟通船は、特に、貢納物運搬の責任を持つ代官所役人や村役人が強く望んでいました。

川奥への高瀬舟通船は、岸田村 (現・宍粟市一宮町岸田) の太郎左衛門が文政年間 (1818~1831) に京都町奉行所に願い出たのが始まりで、天保 7 (1836) 年にも川奥通船の運動をしています。この時は、宍粟郡内の幕府領 65 ヶ村が大坂谷町代官所の支配になった年で、代官の池田岩之丞は、出石からさらに上流の東安積村 (現・宍粟市一宮町安積) まで通船したら御城米輸送が便利になるとして、山崎藩や尼崎・安志・三日月各藩に交渉しました。

しかし、山崎藩がこれに応じないまま天保 11 (1840) 年に支配が生野代官所に変更になります。その後、天保 15 (1844) 年に、今度は生野代官所から再度、東安積村までの通船交渉がありました。山崎藩は、やはり前回と同様に応じないこととして礼を失しないよう丁重に断っています。

山崎藩が反対した理由は、大庄屋の『諸願書控帳』によると村方から以下のような反対があったからだそうです。

① 荒井堰関係の 14 ヶ村その他の村々から、筏が井堰を通るのとは異なり、高瀬舟が通ることは危険であり、川筋には幾多の岩礁の露出地・大淵・急流があって、万一難破でもすると川筋の村々が難渋する。



図-2 出石以北の揖保川の状況

② 通船すると従来牛馬を使って農閑期の駄賃稼ぎをした農民は仕事を失うことになる。

一方、町方からの反対に関する史料はありませんが、以下のとおりと考えられています。

③ 出石河岸の間屋に集められる貨物の多くは川奥からのもので、それが上流の東安積村で舟積みされることになれば、出石河岸にある各間屋の存続が危うくなり、舟持船頭も積み荷が減少し失職する。

④ 網干から上り舟で山崎の商店に送られてくる塩・海産物・都市の手工業生産品が山崎を素通りして川奥に送られれば、山崎町の商人は減収になる。

要するに、揖保川が山地から平地に流れ出る谷口に形成された市場集落の機能が縮小し、藩財政にも悪影響を及ぼすことを考慮しての反対であったと思われます。

■ モノローグ

江戸時代後期において農民の年貢は「五公五民」といって収穫米の半分を年貢として上納していました。農民の手元に残る半分の米では、再生産の費用を考慮すると生活はかなり苦しかったようです。その上、年貢米を無事に輸送するために「川掘り」までしなければなりませんでした。

徳川家康は、「百姓共をば、死なぬ様に生きぬ様にと合点(がてん) 致し収納申付(もうしつ)く様」に言ったと『落穂集』(大道寺友山著)に記されています。「ひどいもんだ」と思いますが、では現代の我々の場合「何公何民」でしょうか。(知らない方がいいかも!)

ユウゲショウ (タ化粧)

アカバナ科マツヨイグサ属の多年草。アメリカ大陸原産で、日本では明治時代に観賞用として移入されたものが関東以西に野生化しており、道端や空き地でもよく見かける。帰化した範囲は広いが個体数は少ないといわれる。和名の由来は、午後遅くに開花して艶っぽい花色を持つことからとされるが、実際には昼間でも開花した花が見られる。因みに写真-10を撮影したのは午後1時頃である。オシロイバナの通称と紛らわしいので、アカバナユウゲショウ(赤花タ化粧)と呼ぶこともある。花期は夏から秋(5月から9月)にかけてである。



写真-10 ユウゲショウ (揖保川右岸の高水敷に咲いていた)

【参考資料】

- 1 『揖保川高瀬舟史料』 宇野正磯編 平成4年7月
- 2 『山崎町史』 山崎町 昭和52年4月
- 3 『揖保川山崎 出石河岸の高瀬舟』 森本一二 平成13年10月
- 4 『揖保川の高瀬舟運航 出石→網干』 下村哲三
- 5 『山崎藩、廻米、五公五民』 日本大百科全書
- 6 『羽村市史編さんだより第12号〜刻付』 羽村市史編さん室
- 7 『頼母子講』 小学館デジタル大辞泉
- 8 『御城米、ユウゲショウ』 フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』

※発行：令和3(2011)年11月 『ひょうご水百景』No.136

改訂：令和8(2026)年7月 『ひょうご水百景』No.136